

福井県報

第 314 号
令和 6 年
9 月 3 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

告 示

- 福井県防災情報ネットワーク 次世代衛星通信設備整備工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(379・危機管理課)……………1
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定に基づく指定区域の指定(380・循環社会推進課)……………3
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(381～383・森づくり課)……………3
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(384・建築住宅課)……………4
- 道路の位置の指定(385、386・嶺南振興局)……………4

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(一乗谷朝倉氏遺跡博物館)……………5
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧(2件・自然環境課)……………5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(3件・県立病院)……………6
- 公共測量の実施(土木管理課)……………13

教育委員会告示

- 令和7年度福井県立高志中学校入学者選抜に関する募集要項(8・高校教育課)……………14

選挙管理委員会告示

- ※福井県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する告示(53)……………14

人事委員会公告

- 令和6年度福井県職員採用I種試験(追加募集)の実施……………16

告 示

福井県告示第379号

福井県防災情報ネットワーク 次世代衛星通信設備整備工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

福井県防災情報ネットワーク 次世代衛星通信設備整備工事

(2) 工事場所

福井県内全域

(3) 工事概要

ア V S A T局の更新：65局

(内併設局3局)

イ 地球局の改修：1局

(福井県庁統制局)

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、3の建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。ただし、当該共同企業体のうち代表者以外の構成員については福井県内に主たる営業所(法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。)を有する者であること。
- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について電気通信工事の資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成1

1年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。)

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数(継続した営業年数とし、許可の失効(法第3条第3項)または許可の取消し(法第29条)があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも20パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証)を有する者であること。)であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員のうち1者にあつては、次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書(経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いたものに限る。)

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

令和6年9月3日(火)から同年9月18日(水)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県防災安全部危機管理課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送(民間事業者を含む。以下同じ。)または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等こ

の入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室
電話番号 0776-20-0470

福井県告示第380号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定区域として指定したので、同法第15条の17第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

番号	指定区域	埋立地の区分
26	丹生郡越前町横山12字下阿知田5番1他（別図のとおり）	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。

「別図」は省略し、その図面は福井県エネルギー環境部循環社会推進課および福井県丹南健康福祉センターに備え置いて公衆の縦覧に供する。

福井県告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三方上中郡若狭町河内49号寂仙坊1の2
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第382号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市南六呂師133字下二重壁1の1、134字稗畑1の1、135字山葵沢1、136字落合2、138字蛇谷2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第383号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市南六呂師139字古小場1、141字下長尾1、161字銚子ケ口1の1、1の2から1の4まで（国有林）、1の5、162字陣代墓1の1、1の2（国有林）、163字割谷1、2、164字大谷1の1、1の2
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第384号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所
ときめきハウジング株式会社
福井市二の宮2丁目27-31
- 支援業務を行う事務所の所在地
福井市二の宮2丁目27-31

福井県告示第385号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月3日

福井県嶺南振興局長 児玉 康英

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号
日本貨物鉄道株式会社
支配人 土井 広治

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
敦賀市舞崎町10番61	6.00	45.58

福井県告示第386号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告する。

令和6年9月3日

福井県嶺南振興局長 児玉 康英

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
小浜市和久里第42号7番地の2
モリタ不動産
代表者 森田 正法
小浜市木崎第32号10番地の1
株式会社モリタ不動産
代表取締役 川北 貴之

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
小浜市生守23号上北原21番4、23番9	5.50	74.86

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
エネルギー分散型微小部蛍光X線分析装置購入（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
福井県福井市安波賀中島町8-10
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月7日
- 4 落札者の名称および住所
轟産業株式会社
福井県福井市毛矢3丁目2-4
- 5 落札金額
37,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年6月25日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同法第29条第4項の規定において準用する同法第28条第4項の規定に基づき、次のとおり公告し、令和6年9月3日から9月17日までの間、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間および当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）について縦覧に供する。

なお、同法第29条第4項の規定において準用する第28条第5項の規定に基づき、当該特別保護地区の区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 特別保護地区の名称
三ノ峰特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
三ノ峰鳥獣保護区のうち、以下の区域
大野市上打波地籍三ノ峰避難小屋近くの福井県、石川県、岐阜県との県境を起点として、岐阜県との境界線を南進し、二ノ峰、一ノ峰を経て大野市と銚子ヶ峰稜線との交点に至り、同境界線を300メートル西進して、同境界線より300メートル地点に至り、同地点から境界線との距離を300メートルに保って北進し、一ノ峰、二ノ峰稜線を経て三ノ峰稜線部に至り、同地点から約5,500メートル西進した地点で北進して、福井県と石川県との境界に至り、同境界を東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。
- 3 特別保護地区の存続期間
令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (1) 特別保護地区の指定区分
生息地回廊の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的
当該区域は、本県最高峰である、通称、越前三ノ峰（三ノ峰南方の標高2,095m地点）や赤兎山、よも太郎山等の山々が連なる山岳地帯となっている。一帯は、打波川の最上流部にあたり、その支流を成す多くの溪流が流れ、冷温帯から亜高山帯まで垂直的な植生変化が認められ、多様な環境に応じた多種多様な生物の生息に適した豊かな植生が広がっている。このような自然環境を反映して、福井県が作成したレッドリストに記載されている県域絶滅危惧I類のイヌワシ、クマタカ、イワヒバリを含む、3目13科、23種の鳥類の生息が確認されている。このように、当該区域は多様な鳥獣の生息地として重要であることから、鳥獣保護区および同特別保護地区に指定し、その保護を図るものである。
 - (3) 管理方針
 - ・ 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
 - ・ 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
 - ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
- 5 指針案の縦覧場所
福井県エネルギー環境部自然環境課、福井県奥越農林総合事務所林業部林業・木材活用課、大野市農業林業振興課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同法第29条第4項の規定において準用する同法第28条第4項の規定に基づき、次のとおり公告し、令和6年9月3日から9月17日までの間、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間および当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）について縦覧に供する。

なお、同法第29条第4項の規定において準用する第28条第5項の規定に基づき、当該特別保護地区の区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

1 特別保護地区の名称

平家平特別保護地区

2 特別保護地区の区域

平家平鳥獣保護区のうち、以下の区域

大野市巢原地籍倉ノ又川と巢原川の分流（通称おとし川）との合流点を起点とし、同川分流おとし川を南進して、同川上流の尾根に至り、同尾根を南東進して、作業道との交点に至り、同地点から尾根を南東進して広場に出て、これより北東進して、標高1,036メートルの稜線に至り、同稜線を南進して、標高1,260メートルの地点に至り、同地点から姥ヶ岳北東斜面を北東進して、国有林境から横越山方向に伸びている尾根との交点に至り、同交点から緩斜面が急斜面になる境界部を南西進して、国有林との境界に至り、同境界を北西進して、倉ノ又山稜線から北東方向に伸びる尾根に至り、同尾根を北進して、倉ノ又川東側分流との交点に至り、同分流を北進して、同川西側分流との合流地点に至り、同地点から同川を北東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。

3 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該保護区は、周囲を1,000m級の山々、例えば南西に倉の又山（標高1,215.6m）、南東に姥ヶ岳（標高1,453.6m）に囲まれ、雲川支流の巢原川上流域に位置する標高約620mから1,260mにかけて広がる緩斜面である。区域の大部分にブナ原生林およびブナ・ミズナラ林に優占される冷温帯落葉広葉樹林が分布している。このような自然植生を反映して、福井県が作成したレッドリストに記載されている県域絶滅危惧Ⅰ類のイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類を含む11目2

7科82種の鳥類および県域絶滅危惧Ⅱ類のテングウコウモリを含む7目15科22種の哺乳類の生息が確認されている。このように、当該区域は多様な鳥獣の生息地として重要であることから、鳥獣保護区および同鳥獣保護区特別保護地区に指定し、その保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・ 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 指針案の縦覧場所

福井県エネルギー環境部自然環境課、福井県奥越農林総合事務所林業部林業・木材活用課、大野市農業林業振興課

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

X線CT診断装置システム 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書およびX線CT診断装置システム調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日（月）

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約当事者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約当事者に提出し、契約当事者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

令和6年9月3日（火）から令和6年9月19日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時30分から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約当事者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年9月3日（火）から令和6年9月19日（木）まで（休日を除く。）の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

（提出先）

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

5(2)イ（提出先）に同じ

(2) 入札書の提出期間

令和6年10月15日（火）8時30分から17時まで

令和6年10月16日（水）8時30分から16時まで（必着）

(3) 開札日時

令和6年10月17日（木）9時00分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

X-ray CT diagnostic equipment system 1set

(2) Date, Time of Bidding

9:00 AM 17th October 2024

- (3) Deadline for delivery
31st March 2025
- (4) The place for delivery and contact point for the notice
Property management division,
Fukui Prefectural Hospital,
2-8-1 Yotsui, Fukui city,
Fukui Prefecture, 910-8526, Japan.
TEL 0776-57-2944

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
臨床用ポリグラフ 一式
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および臨床用ポリグラフ調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和7年3月31日（月）
- (4) 納入場所
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944
- (2) 入札説明書等の交付期間
令和6年9月3日（火）から令和6年9月19日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時30分から16時まで
- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年9月3日（火）から令和6年9月19日（木）まで（休日を除く。）の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

（提出先）

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書

留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。）。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

5(2)イ（提出先）に同じ

(2) 入札書の提出期間

令和6年10月15日（火）8時30分から17時まで

令和6年10月16日（水）8時30分から16時まで（必着）

(3) 開札日時

令和6年10月17日（木）9時10分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Clinical polygraph 1set

(2) Date, Time of Bidding

9:10 AM 17th October 2024

(3) Deadline for delivery

31st March 2025

(4) The place for delivery and contact point for the notice

Property management division,

Fukui Prefectural Hospital,

2-8-1 Yotsui, Fukui city,

Fukui Prefecture, 910-8526, Japan.

TEL 0776-57-2944

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

陽子線がん治療センター 磁気共鳴画像診断装置修繕 一式

(2) 業務内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期限

令和7年3月21日（金）

(4) 履行場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院陽子線がん治療センター

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約当事者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約当事者に提出し、契約当事者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

令和6年9月3日(火)から令和6年9月19日(木)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の8時30分から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約当事者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあっては、入札説明書に定めた様式)を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年9月3日(火)から令和6年9月19日(木)まで(休日を除く。)の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

(提出先)

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること(郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること)。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し「

入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

5(2)イに同じ

(2) 入札書の提出期間

令和6年10月15日(火) 8時30分から17時まで

令和6年10月16日(水) 8時30分から16時まで(必着)

(3) 開札日時

令和6年10月17日(木) 9時20分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達役務に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係者を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

11 Summary

(1) Work content

Proton Therapy Center

Magnetic resonance imaging device

equipment repair 1set

(2) Date, time of bidding

9:20 AM 17th October 2024

(3) Fulfillment deadline

21st March 2025

(4) Contact point for the notice

Property management division,

Fukui Prefectural Hospital,

2-8-1 Yotsui, Fukui city,

Fukui prefecture.

910-8526, Japan.

TEL 0776-57-2944

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の

規定により、令和6年8月13日に敦賀市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年9月3日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

敦賀市

2 作業の種類

公共測量（MMS計測による路面性状調査）

3 作業の期間

令和6年8月26日から令和7年2月28日まで

4 作業の地域

福井県敦賀市

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第8号

令和7年度福井県立高志中学校入学者選抜に関する募集要項を別冊のとおり定める。

令和6年9月3日

福井県教育委員会

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第53号

福井県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和6年9月3日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

福井県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する告示

（趣旨）

第1条 この告示は、この告示の施行の際現に定められている告示（縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存縦書き告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第2条 既存縦書き告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

（1）既存縦書き告示における右方はこの告示による改正後の既存縦書き告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存縦書き告示における上方は改正後告示

における左方とする。

（2）改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存縦書き告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存縦書き告示の様式および既存縦書き告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）については、適用しない。

（用字および用語の整理）

第3条 既存縦書き告示中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
2 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第1次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
4 号を第2次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
5 号を第3次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
6 表中その内容を第1次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
7 表中その内容を第2次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
8 表中その内容を第3次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
9 表中その内容を第4次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
10 表中その内容を第5次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
11 表中その内容を第6次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
12 漢数字（次に掲げるものを除く。） (1) 固有名詞の一部または全部として用いられているもの (2) 熟語の一部として用いられているもの (3) 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (4) 1の項および2の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、3桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）
13 左（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）	次

14 右（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
15 上欄	左欄
16 下欄	右欄
17 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」	それぞれ「ゃ」、「ゆ」、「よ」、「ャ」、「ュ」または「ョ」
18 促音に用いる「つ」または「ツ」	それぞれ「っ」または「ッ」

- 2 前項の表13の項から16の項までの規定は、既存縦書き告示の様式および既存縦書き告示において既に左横書きの形式をとっている表については、適用しない。
- 3 第1項の表3の項から11の項までおよび13の項から18の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前3項の規定によることが適当でないと認められるときは、別に定めるところによる。
- （委任）

第4条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月3日から施行する。

人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定に基づき、令和6年度の福井県の職員採用I種試験（追加募集）を実施するので、職員の任用に関する規則（昭和57年福井県人事委員会規則第6号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月3日

福井県人事委員会

1 試験の区分および採用予定人員

試験の区分	採用予定人員
農学	1～2人
林学	8人
建築	2人
土木（総合）	4人
電気	3人
機械・金属	1～2人

2 受験資格

受験することができる者は、平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ

た者または平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。以下同じ。）を現に卒業した者もしくは令和7年3月31日までに卒業する見込みの者とする。ただし、日本の国籍を有しない者および地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者は、受験することができない。

3 試験の方法、日時および場所ならびに合格者の発表の時期および方法

(1) 第1次試験

ア 方法

公務員として必要な能力について、基礎能力試験を行うほか、専門性確認シート選考および性格検査を行う。

イ 日時および場所

基礎能力試験および性格検査は、令和6年10月7日（月）から同年10月20日（日）までに、全国に設置されるテストセンターのうち受験者が選択する会場またはオンライン会場で受験する。（性格検査はオンラインで受検。）

専門性確認シートは、令和6年9月30日（月）までに、福井県人事委員会事務局宛てに郵送により提出する。

ウ 合格者の発表の時期および方法

令和6年11月1日（金）に福井県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者にはその旨を書面により通知する。

(2) 第2次試験

ア 方法

第1次試験の合格者に対して、専門試験、口述試験および適性検査を行う。

また、一定の語学資格を有する者について、一定点を総合得点に加点する。

イ 日時

令和6年11月下旬

ウ 場所

福井市内（予定）

(3) 最終合格者の発表の時期および方法

令和6年12月上旬に、福井県のホームページに最終合格者として第2次試験の合格者の受験番号を掲載するほか、第2次試験の受験者全員に可否の結果を書面により通知する。

4 受験手続

(1) 受験の申込みの方法

ふくe-ねっと電子申請サービスを利用して申し込むこと。

(2) 受付期間

令和6年9月3日（火）から同年9月24日（火）まで

5 その他

- (1) 試験に関する問合せは、福井県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に作成する試験案内を参照すること。
- (3) 災害の発生等により、試験の日時、場所を変更する場合がある。

